

群馬東部水道企業団議会
令和 8 年 7 月臨時会会議録

群馬東部水道企業団

群馬東部水道企業団議会令和8年7月臨時会会議録

令和8年7月2日（木曜日）

1 出席議員 12名

1番	渡辺謙一郎	2番	大川陽一
3番	山田隆史	4番	渋谷理津子
5番	平井玲子	6番	杉山英行
7番	須永信雄	8番	荒井英世
9番	藤野一也	10番	酒巻広明
11番	山口将	12番	松島茂喜

2 説明のために出席したもの 11名

企業長	穂積昌信	副企業長	多田善洋
副企業長	須藤昭男	副企業長	村山俊明
局長	鵜田久剛	次長	岡田和浩
次長	山本雅己	次長	鈴木浩一郎
次長	小林徹	企画課長	新井浩文
みどり支所長	黒坂敏弘		

3 その他出席した者 4名

太田市議会事務局長	前原郁		
書記	野口幸久	書記	石瀬由佳
書記	一ノ瀬美沙		

議事日程（第 1 号）

令和 8 年 7 月 2 日 午前 1 0 時 4 5 分 開議

群馬東部水道企業団議会副議長 渋谷 理津子

第 1 議長の選挙

議事日程（第 1 号の 2）

令和 8 年 7 月 2 日 午前 1 0 時 5 2 分 開議

群馬東部水道企業団議会議長 渡辺 謙一郎

第 1 議席の指定

第 2 会期の決定

第 3 会議録署名議員の指名

第 4 議案第 8 号 群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について

第 5 議案第 9 号 群馬東部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 1 0 号 群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第 6 議案第 1 1 号 群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

■議長職務代理者の紹介

事務局長（前原郁） 臨時会開会に先立ちまして、現在、議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条の規定により、副議長が議長の職務を行うことになっております。

従いまして、当議会の副議長であります渋谷副議長に議長の職務をお願いいたします。

渋谷副議長、よろしくお願い申し上げます。

■開 会

午前10時45分開会

副議長（渋谷理津子） ただいまご紹介をいただきました、渋谷でございます。

地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。なにとぞご協力の程、お願い申し上げます。

ただいまから告示第11号をもって招集されました、群馬東部水道企業団議会令和8年7月臨時会を開会いたします。

■開 議

副議長（渋谷理津子） これより本日の会議を開きます。

■議員退職の件について

副議長（渋谷理津子） 議事に入る前に議員退職の件につきまして、ご報告いたします。

去る5月14日、星野一広議員、大川陽一議員、町田正行議員より、また、去る3月31日、森雅哉議員より辞職届が提出され、群馬東部水道企業団議会会議規則第70条第2項の規定により、これが許可されましたので、ご報告いたします。

■日 程

副議長（渋谷理津子） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げます。

たとおりであります。

その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

■仮議席の指定

副議長（渋谷理津子） この際、議事進行上、仮議席を指定いたします。

今回、群馬東部水道企業団議会議員に就任されました議員の仮議席は、ただいま着席の議席を指定いたします。

■議長の選挙

副議長（渋谷理津子） それでは、日程第１、議長の選挙の件を議題といたします。

これより議長の選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

副議長（渋谷理津子） お諮りいたします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

副議長（渋谷理津子） 当企業団議会の議長に、渡辺謙一郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました、渡辺謙一郎議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（渋谷理津子） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました、渡辺謙一郎議員が当企業団議会の議長に当選されました。

■当選の告知

副議長（渋谷理津子） ただいま、議長に当選されました、渡辺謙一郎議員が議場におられますので、本席から企業団議会会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

■新議長就任のあいさつ

副議長（渋谷理津子） 議長に当選されました、渡辺謙一郎議員の挨拶を求めます。

新議長（渡辺謙一郎） 議長就任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま本会議におきまして、議員各位のご支援により、群馬東部水道企業団議会の議長の重責を担うこととなり、職務の重大さを実感しておるところでございます。

水道事業においても、様々な課題がありますが、本企業団の発展に向け、公平公正な議会運営に努めてまいります。

議員の皆様におかれましても、今後のご支援とご指導をお願い申し上げまして、簡単ではございますが就任の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

■議長交代

副議長（渋谷理津子） 以上をもちまして、議長の職務を終了し、交代いたします。

渡辺議長は、議長席へお着き願います。

（副議長、自席に着席。新議長、議長席に着席。）

議長（渡辺謙一郎） それでは、ただいまから議長の職を務めさせていただきます。

■休 憩

午前10時51分

議長（渡辺謙一郎） 議事日程作成のため暫時休憩いたします。

(事務局により、議事日程作成・配布)

■再開

午前10時52分

議長（渡辺謙一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議事日程は、ただいまお手元に配付申し上げたとおりであります。

その順序により会議を進めたいと思いますので、ご了承願います。

日程に入ります。

■議席の指定

議長（渡辺謙一郎） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名と議席の番号を、前原議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長（前原郁） それでは、朗読をいたします。

1番、渡辺謙一郎議員、2番、大川陽一議員、3番、山田隆史議員、10番、酒巻広明議員、以上でございます。

議長（渡辺謙一郎） ただいま朗読したとおり、議席を指定いたします。

議会事務局長（前原郁） たいへん恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号に掛けてあります、白紙をお取り願います。

■会期の決定

議長（渡辺謙一郎） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（渡辺謙一郎） ご異議なしと認めます。よって会期は一日と決定いたしました。

■会議録署名議員の指名

議長（渡辺謙一郎） 次に、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、2番、大川陽一議員、3番、山田隆史議員を指名いたします。

■議案上程

議長（渡辺謙一郎） 次に、日程第4、議案第8号を議題といたします。

■除 斥

議長（渡辺謙一郎） 地方自治法第117条の規定により、9番、藤野一也議員の退席を求めます。

（藤野一也議員 退席）

■提案理由の説明

議長（渡辺謙一郎） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（穂積企業長 挙手）

議長（渡辺謙一郎） 穂積企業長。

企業長（穂積昌信） 議案第8号群馬東部水道企業団監査委員選任の同意について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

本企业団規約に基づき、企業団議員の中から選任されておりました、荒井英世監査委員が本年3月31日付で退職されました。

その後任として、人格、識見ともにすぐれ、経験豊かな藤野一也議員を選任したいと存じますので、地方自治法の規定により議会の皆様のご同意を得たく、ご提案申し上げます。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（渡辺謙一郎） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（渡辺謙一郎） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（渡辺謙一郎） これより採決いたします。
本案を原案のとおり同意することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（渡辺謙一郎） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

■除斥の解除

議長（渡辺謙一郎） 9番、藤野一也議員の入場を求めます。

（藤野議員入場）

■議案上程

議長（渡辺謙一郎） 次に、日程第5、議案第9号及び議案第10号の2議案を一括議題といたします。

■提案理由の説明

議長（渡辺謙一郎） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（鵜田局長挙手）

議長（渡辺謙一郎） 鵜田局長。

局長（鵜田久剛） 議案第9号及び第10号の2議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第9号、群馬東部水道企業団議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案書の2ページをお開きください。

本案は、適用条例の廃止により、所要の改正を行うもので、額及び支給方法については、太田市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の例によるものとするものです。

附則につきましては、この条例の施行日を、公布の日と定めるものでございます。

次に、議案第10号、群馬東部水道企業団特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案書の4ページをお開きください。

本案は、適用条例の廃止により、所要の改正を行うもので、額及び支給方法については、太田市職員等の旅費に関する条例に定める市長等の例によるものとするものです。

附則につきましては、この条例の施行日を、公布の日と定めるものでございます。

以上、2議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（渡辺謙一郎） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（渡辺謙一郎） 議事の都合により、議案第9号、及び議案第10号の2議案についての討論は一括とし、採決は議案ごとといたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（渡辺謙一郎） これより採決いたします。

最初に議案第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（渡辺謙一郎） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

議長（渡辺謙一郎） 次に議案第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（渡辺謙一郎） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■議案上程

議長（渡辺謙一郎） 次に、日程第6、議案第11号を議題といたします。

■提案理由の説明

議長（渡辺謙一郎） 朗読を省略し、ただちに執行者から提案理由の説明を求めます。

（鵜田局長挙手）

議長（渡辺謙一郎） 鴫田局長。

局長（鴫田久剛） 次に議案書の6ページをお開き願います。

議案第11号、群馬東部水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、管理職員を対象としている管理職員特別勤務手当について、勤務実態に応じた適切な処遇を確保する観点から、人事院勧告に基づき支給対象時間帯を拡大するため、条例の一部改正を行うものです。

附則につきましては、この条例の施行日を公布日と定めるものでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

■質 疑

議長（渡辺謙一郎） これより質疑に入ります。ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

■討 論

議長（渡辺謙一郎） これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（渡辺謙一郎） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

■表 決

議長（渡辺謙一郎） これより採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（挙手全員）

議長（渡辺謙一郎） 挙手全員、よって本案は原案のとおり可決されました。

■閉 会

議長（渡辺謙一郎） 以上をもちまして、今臨時会の議事すべてを終了いたしました。

最後に、穂積企業長からご挨拶があります。

企業長（穂積昌信） 本日はお忙しい中、7月臨時会にお集まりいただき、誠にありがとうございました。

議員の皆さまには、各議案について、慎重なるご審議を賜り、心より感謝申し上げます。

近年、全国的に水道施設の老朽化が進む中、断水リスクへの対応は最重要課題の一つであります。

当企業団においても、4月にはみどり市内で大規模断水が発生し、住民の皆様には多大なるご迷惑をおかけすることとなりました。企業団では、この事故を教訓とし、特に、緊急時の情報発信、応急給水体制の強化など、生活を守るための対策を着実に進めてまいります。

さらに、地震や風水害などの自然災害が頻発する状況を踏まえ、災害対応力の向上は不可欠です。

企業団として、災害対応の実効性を高めるとともに、3市5町との連携をより一層強化し、非常時においても安定した水の供給が維持できる体制づくりを進めてまいります。

最後に、新太田本所建設工事につきましては、現在のところ順調に工事が進んでおり、令和9年3月の業務開始に向け調整しております。

議員の皆様にもご承知おきいただきたいと思います。

今後とも、3市5町の住民の皆さまに、安全で安定した水道サービスを提供するため、執行部一同、全力で取り組んでまいりますので、引き続き議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

議長（渡辺謙一郎） これをもって閉会といたします。

大変ありがとうございました。

午前11時2分閉会

地方自治法第123条第2項及び群馬東部水道企業団議会会議規則第61条の規定により、ここに署名する。

群馬東部水道企業団議会議長

渡辺 謙一郎

群馬東部水道企業団議会副議長

渋谷 理津子

群馬東部水道企業団議会議員

大川 陽一

群馬東部水道企業団議会議員

山田 隆史